

令和4年第8回 博多区選挙管理委員会

令和4年6月22日

議 題

1 くじの実施

参議院福岡県選出議員選挙における福岡県第1区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

議案第 24 号

参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和 4 年 7 月 10 日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙における福岡県第 1 区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 日

福岡市博多区選挙管理委員会
委員長 石田 正明

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2 段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第 1 とし、2 番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第 2 とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

- ・公職選挙法第 175 条第 3 項の規定による。